

SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の実証フィールド 安全運用に係るガイドライン等作成業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、県は委託先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を委託先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の実証フィールド安全運用に係るガイドライン等作成業務委託

2 業務の目的

埼玉県では、市場規模拡大が見込まれる「社会的課題解決に資するロボット」開発を支援するため、ロボット開発イノベーションセンター、ネット付きドローン飛行場、多目的フィールド、模擬市街地フィールド等（以下、実証フィールド等という）からなる「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）」（以下、センターという）を整備している。

本業務は、センター運営者が実証フィールド等を安全かつ効果的に運営するためのガイドライン等を作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日～令和7年12月26日（金）までとする

4 業務内容

（1）情報収集・整理

受託者は、実証フィールド等で実施が想定される実験の種類や安全運用に関する法令・管理上の留意事項等に係る情報を収集・整理し、委託者に報告するものとする。

（2）ガイドライン等の作成

センター運営者が実証フィールド等を安全かつ効果的に運営するための下記のガイドライン等を作成する。

- ① 実証フィールド等運用の手引き
- ② 実証フィールド等利用手続きフロー（実験計画書の様式を含む）
- ③ 実証フィールド等利用申請審査ガイドライン

④ その他センターの安全運用に係る指針

(3) 打ち合わせ協議

本業務についての打合せ協議は、作業着手時の他、契約締結後毎月1回以上実施すること。受託者は、打合せ終了後速やかに、打合せ記録を作成し、委託者に提出する。

(4) 工程管理

本業務における業務毎の担当者及び進捗状況、始期、終期をまとめた業務工程を委託者と協議の上作成し、業務工程表に基づき取り組むこと。作成した業務工程表は委託者と共有すること。

なお、業務工程表で定めた終期より遅れる恐れがある場合は、速やかに委託者へ報告し、対応方針について協議すること。

5 ガイドライン等の対象となる実証フィールド等

ガイドライン等の対象となる実証フィールドは下記のとおりとする。

- ① ネット付きドローン飛行場
- ② 多目的フィールド
- ③ 市街地フィールド
- ④ 屋内フィールド
- ⑤ 屋内共用部フィールド
- ⑥ その他のフィールド（調整池、森、周辺植生部等）

*各フィールドの概要については、別紙1を参照すること

6 成果品・納品先・納期限等

(1) 成果品：4 (1) の情報収集・整理結果報告書

(2) のガイドライン等

(3) 業務において実施した打合せ記録一式

(2) 納品方法及び納品先

作成した成果品の電子データ(pdf)は、電子メールにより以下の納品先へ納品すること。

(納品先)

埼玉県産業労働部産業拠点整備推進担当

Email : a3760-05@pref.saitama.lg.jp

(3) 納期限：令和7年12月26日（金）

7 業務終了の報告

受託者は、本委託業務におけるすべての業務を完了したときは、委託者に対し、遅滞なくその旨を委託業務完了通知書により提出すること。

8 検査

受託者は、7の委託業務完了通知書の提出日から10日以内に、業務の完了を確認するための検査を受けること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、委託者と十分協議を行いながら、本委託業務を遂行すること。
なお、受託者は月1回進捗状況を委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報を本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、本委託業務を通じて知り得た個人及び法人等の情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。
- (6) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を委託者に報告しなければならない。
- (7) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- (8) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、委託者に帰属する。ただし、企業情報など著作権が受託者に帰属するものについてはこの限りではない。

10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- (2) 委託者は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。